

令和元年度実施  
大学機関別認証評価  
評価報告書

北見工業大学

令和2年3月

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

## 目次

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について	・ ・ ・	i
I 認証評価結果	・ ・ ・ ・ ・	1
II 基準ごとの評価	・ ・ ・ ・ ・	2
領域1 教育研究上の基本組織に関する基準（1-1～1-3）	・ ・ ・ ・ ・	2
領域2 内部質保証に関する基準（2-1～2-5）	・ ・ ・ ・ ・	4
領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準（3-1～3-6）	・ ・ ・ ・	7
領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準（4-1～4-2）	・ ・ ・ ・ ・	9
領域5 学生の受入に関する基準（5-1～5-3）	・ ・ ・ ・ ・	11
領域6 教育課程と学習成果に関する基準（6-1～6-8）	・ ・ ・ ・ ・	13
付録1 認証評価共通基礎データ及び別紙一覧		
付録2 根拠資料一覧		

## 1. 令和元年度に機構が実施した大学機関別認証評価について

### 1 評価の目的

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が、大学からの求めに応じて実施する、大学の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）の目的は以下のとおりです。

- ・ 大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- ・ 大学それぞれの目的を踏まえて教育研究活動等の質の向上及び改善を促進し、個性を伸長すること。
- ・ 大学の教育研究活動等の状況について、社会の理解と支持が得られるよう支援すること。

### 2 評価の実施体制

評価を実施するに当たっては、国・公・私立大学の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者からなる大学機関別認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）の下に、個別の大学の評価を実施するために、評価対象大学の状況に応じた評価部会等を編成し、評価を実施しました。

評価部会等には、対象大学の組織形態、教育研究内容等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者を評価担当者として配置しました。

### 3 評価プロセスの概要

※ 評価は、おおむね以下のようなプロセスにより実施しました。

#### (1) 大学における自己評価

各大学は、「自己評価実施要項」に従って、自己評価を実施し、自己評価書を作成しました。

#### (2) 機構における評価

- ① 大学評価基準に定められた基準ごとに、自己評価書の内容の分析及び必要な事項の確認（書面調査）並びに訪問による実地調査（訪問調査）を踏まえ、その基準を満たしているか否かの判断を行うとともに、その理由を明示しました。
- ② 教育課程と学習成果に関する基準については、各教育課程の状況を踏まえて各学部・研究科等としての教育研究活動等の状況について分析し、それぞれの基準を満たしているか否かを判断しました。
- ③ 「改善を要する点」が認められた基準については満たしていないものと判断しました。
- ④ すべての基準を満たしている場合、大学評価基準を満たしていると判断しました。満たしていない基準があった場合、すべての基準に係る状況を総合的に勘案して、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況が確認できた場合には大学評価基準を満たすと判断しました。
- ⑤ 評価結果においては、大学評価基準を満たしているか否かの判断に併せて、「優れた点」を明示し、「改善を要する点」を指摘しました。重点評価項目として位置づける内部質保証が優れて機能していると判断した場合には特に高く評価しました。

#### 4 評価方法

評価は、書面調査及び訪問調査により実施しました。書面調査は、「評価実施手引書」に基づき、各大学が作成した自己評価書（大学の自己評価で根拠として提出された資料・データ等を含む。）の分析、及び機構が独自に調査・収集した資料・データ等に基づいて実施しました。訪問調査は、「訪問調査実施要項」に基づき、書面調査では確認できなかった事項等を中心に調査を実施しました。

#### 5 評価のスケジュール

(1) 機構は、平成30年6月に、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み、方法等について説明会を実施するとともに、平成30年6月及び10月に、自己評価担当者等に対し、自己評価書の記載等について説明を行うなどの研修を実施しました。

(2) 機構は、平成30年7月から9月にかけて申請を受け付け、最終的に以下の16大学の評価を実施しました。

○ 国立大学（16大学）

室蘭工業大学、北見工業大学、弘前大学、岩手大学、山形大学、東京外国語大学、長岡技術科学大学、岐阜大学、豊橋技術科学大学、京都大学、京都教育大学、和歌山大学、徳島大学、鳴門教育大学、総合研究大学院大学、北陸先端科学技術大学院大学

(3) 機構は、令和元年6月に、評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、大学評価の目的、内容及び方法等について評価担当者に対する研修を実施しました。

(4) 機構は、令和元年6月末までに、対象大学から自己評価書の提出を受けました。

※ 自己評価書提出後の対象大学の評価は、次のとおり実施しました。

令和元年	
7月	書面調査の実施
8月	評価部会の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び訪問調査での役割分担の決定）
10月～11月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査）
12月	評価部会の開催（評価結果（原案）の作成）

(5) 機構は、これらの調査結果を踏まえ、令和2年1月に評価委員会で評価結果（案）を決定しました。

(6) 機構は、対象大学に対して評価結果（案）に対する意見の申立ての機会を設け、令和2年3月の評価委員会での審議を経て最終的な評価結果を確定しました。

#### 6 評価結果

令和元年度に認証評価を実施した16大学のすべてが、機構の定める大学評価基準を満たしているとの評価結果となりました。

## 7 評価結果の公表

評価結果は、対象大学及びその設置者に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学ごとに「令和元年度実施大学機関別認証評価 評価報告書」として、ウェブサイト (<https://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。

## 8 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（令和2年3月現在）

### (1) 大学機関別認証評価委員会

アリソン・ビール	オックスフォード大学日本事務所代表
稲垣 卓	福山市立大学名誉教授
及川 良一	大学入試センター参与
片峰 茂	長崎大学名誉教授
片山 英治	野村証券株式会社主任研究員
川嶋 太津夫	大阪大学高等教育・入試研究開発センター長
下條 文武	新潟大学名誉教授
近藤 倫明	北九州市立大学特任教授
里見 進	日本学術振興会理事長
鈴木 志津枝	兵庫医療大学副学長・看護学部教授
土屋 俊	大学改革支援・学位授与機構特任教授・幹事
中島 恭一	富山国際大学顧問
西尾 章治郎	大阪大学総長
◎濱田 純一	放送倫理・番組向上機構理事長
○日比谷 潤子	国際基督教大学長
前田 早苗	千葉大学教授
松本 美奈	Qラボ代表理事、ジャーナリスト、上智大学特任教授
室伏 きみ子	お茶の水女子大学長
山本 健慈	国立大学協会専務理事
吉田 文	早稲田大学教授

※ ◎は委員長、○は副委員長

### (2) 大学機関別認証評価委員会運営小委員会

稲垣 卓	福山市立大学名誉教授
川嶋 太津夫	大阪大学高等教育・入試研究開発センター長
下條 文武	新潟大学名誉教授
近藤 倫明	北九州市立大学特任教授
◎土屋 俊	大学改革支援・学位授与機構特任教授・幹事
中島 恭一	富山国際大学顧問
○山本 泰	大学改革支援・学位授与機構特任教授

※ ◎は主査、○は副主査

(3) 大学機関別認証評価委員会評価部会

(第1部会)

阿波賀 邦 夫	名古屋大学大学院理学研究科教授
井 上 美沙子	大妻女子大学副学長
○ 片 峰 茂	長崎大学名誉教授
片 山 英 治	野村證券株式会社主任研究員
神 林 克 明	公認会計士、税理士
岸 本 喜久雄	東京工業大学名誉教授
喜 多 一	京都大学国際高等教育院教授
◎ 近 藤 倫 明	北九州市立大学特任教授
齊 藤 和 季	千葉大学大学院薬学研究院教授
佐 藤 信 行	中央大学大学院法務研究科教授
土 屋 俊	大学改革支援・学位授与機構特任教授・幹事
前 田 健 康	新潟大学歯学部長・大学院医歯学総合研究科教授
光 田 好 孝	東京大学生産技術研究所教授
野 口 哲 子	奈良先端科学技術大学院大学監事
○ 山 内 進	一橋大学名誉教授
○ 山 口 佳 三	北海道大学名誉教授
山 本 泰	大学改革支援・学位授与機構特任教授
吉 澤 結 子	秋田県立大学理事・副学長

(第2部会)

磯 部 祐 子	富山大学理事・副学長
○ 伊 東 幸 宏	浜松地域イノベーション推進機構フロンティアセンター長、 静岡大学名誉教授・顧問
江 原 由美子	横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院教授
及 川 良 一	大学入試センター参与
小 内 透	北海道大学大学院教育学研究院教授
片 山 英 治	野村證券株式会社主任研究員
◎ 下 條 文 武	新潟大学名誉教授
佐 藤 之 彦	千葉大学大学院工学研究院長・教授
鈴 木 志津枝	兵庫医療大学副学長・看護学部教授
○ 高 田 邦 昭	群馬県立県民健康科学大学学長
竹 内 啓 博	公認会計士、税理士
○ 谷 口 功	国立高等専門学校機構理事長
土 屋 俊	大学改革支援・学位授与機構特任教授・幹事
西 村 伸 一	岡山大学大学院環境生命科学研究科教授
深 見 公 雄	高知大学総合科学系長・農林海洋科学部教授
藤 田 佐 和	高知県立大学看護学部長・教授
藤 本 眞 一	奈良県立医科大学教育開発センター教授

- 山 口 宏 樹 埼玉大学長  
山 本 泰 大学改革支援・学位授与機構特任教授

(第3部会)

- 明 石 要 一 千葉敬愛短期大学長  
◎ 稲 垣 卓 福山市立大学名誉教授  
片 山 英 治 野村證券株式会社主任研究員  
加 藤 映 子 大阪女学院大学長  
○ 清 水 一 彦 山梨県立大学理事長・学長  
○ 高 島 忠 義 前 愛知県立大学長  
竹 内 啓 博 公認会計士、税理士  
土 屋 俊 大学改革支援・学位授与機構特任教授・幹事  
濱 中 淳 子 早稲田大学教育・総合科学学術院教授  
山 本 泰 大学改革支援・学位授与機構特任教授  
湯 川 嘉津美 上智大学総合人間科学部教授

(第4部会)

- 尾 家 祐 二 九州工業大学長  
大 谷 順 熊本大学副学長  
○ 奥 野 武 俊 大阪府立大学名誉教授  
片 山 英 治 野村證券株式会社主任研究員  
神 林 克 明 公認会計士、税理士  
佐 藤 裕 之 弘前大学大学院理工学研究科長・教授  
土 屋 俊 大学改革支援・学位授与機構特任教授・幹事  
戸田山 和 久 名古屋大学大学院情報学研究科教授  
◎ 中 島 恭 一 富山国際大学顧問  
○ 中 島 秀 之 札幌市立大学理事長・学長  
花 泉 修 群馬大学大学院理工学府電子情報部門教授  
山 本 泰 大学改革支援・学位授与機構特任教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

(4) 大学機関別認証評価委員会内部質保証専門部会

- ◎ 川 嶋 太津夫 大阪大学高等教育・入試研究開発センター長  
寫 田 敏 行 茨城大学全学教育機構准教授  
末 次 剛健志 佐賀大学総務部企画評価課専門職（IR担当）・IR室副室長  
高 橋 哲 也 大阪府立大学副学長  
土 屋 俊 大学改革支援・学位授与機構特任教授・幹事  
戸田山 和 久 名古屋大学大学院情報学研究科教授  
新 田 早 苗 琉球大学総合企画戦略部長  
林 隆 之 政策研究大学院大学政策研究科教授

前 田 早 苗  
山 本 泰

千葉大学教授  
大学改革支援・学位授与機構特任教授

※ ◎は部会長



## 2. 評価結果について

### 「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、評価対象大学がひとつの機関として機構の定める大学評価基準を満たしているか否かを判断し、その旨及び判断の理由を記述しています。加えて、重点評価項目として位置付ける基準2-3において、内部質保証が優れて機能していると判断した場合には、その旨及び判断の理由として、「内部質保証が優れて機能している点」を記述しています。

大学評価基準の判断については、基準1-1から基準6-8の27基準すべてを満たしている場合には、大学評価基準を満たしているとし、27基準のうち、満たしていないものがあつた場合には、すべての基準に係る状況を総合的に勘案して、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況を確認のうえ、満たしているか否かの判断をし、その旨及び「改善を要する点」を記述しています。

ただし、重点評価項目として位置付ける基準2-1又は基準2-2を満たしていない場合には、大学評価基準を満たしていないと判断し、その旨及び「改善を要する点」を記述しています。

また、上記結果と併せて、対象大学の目的に照らして、「優れた点」についても、記述しています。

### 「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準1-1から基準6-8において、当該基準を満たしているか否かの「評価結果」、「評価結果の根拠・理由」を記述しています。なお、当該基準を満たしていない場合には、「改善を要する点」を記述しています。

### 「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」

「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」では、評価結果の確定前に対象大学に通知した評価結果（案）に対する意見の申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述しています。なお、意見の申立てがない場合には、記載はありません。

※ 対象大学ごとの評価結果における用字用語の選択は、社会からの理解と支持が得られるよう支援する観点から、機構による評価結果における一貫性を重視して行っているため、大学固有の表現と一致しない場合があります。

## I 認証評価結果

北見工業大学の教育研究等の総合的な状況は、大学改革支援・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

### 【判断の理由】

大学評価基準を構成する 27 の基準のうち、基準 5－3 を除くすべての基準を満たしている。

基準 5－3 については、以下の点において改善する必要があるが、重点評価項目基準 2－1 及び基準 2－2 を満たしており、かつ訪問調査によって収集した資料を含め総合的に勘案すれば、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況にある。

- 一部の研究科において、実入学者数が入学定員を大幅に超えている。(基準 5－3)

## II 基準ごとの評価

### 領域1 教育研究上の基本組織に関する基準

#### 基準1-1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること

【評価結果】 基準1-1を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

大学及びそれぞれの組織の目的を達成するために、以下の1学部及び1研究科を置いている。

[学士課程]

- ・工学部（2学科：地球環境工学科、地域未来デザイン工学科）

[大学院課程]

- ・工学研究科

博士前期課程（6専攻：機械工学専攻、社会環境工学専攻、電気電子工学専攻、情報システム工学専攻、バイオ環境化学専攻、マテリアル工学専攻）

博士後期課程（3専攻：生産基盤工学専攻、寒冷地・環境・エネルギー工学専攻、医療工学専攻）

平成29年度に、地域資源の活用と人材育成による地域活性化の中核的拠点を強化し、地域貢献及び強み、特色ある分野の教育研究の推進を目的とし、既設の6学科を地球環境工学科と地域未来デザイン工学科の2学科に改組している。

#### 基準1-2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること

【評価結果】 基準1-2を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

教員数は、認証評価共通基礎データ様式1のとおり、大学設置基準等各設置基準に定められた必要教員数以上が配置されている。

[学士課程]

- ・工学部：専任119人（うち教授43人）

[大学院課程]

- ・工学研究科

博士前期課程：研究指導教員79人（うち教授44人）、研究指導補助教員7人

博士後期課程：研究指導教員51人（うち教授44人）、研究指導補助教員31人

教員の年齢及び性別の構成は、別紙様式1-2-2のとおり、著しく偏っていない。

#### 基準1-3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること

と

【評価結果】 基準 1 - 3 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員は、機械電気系、社会環境系、情報通信系、応用化学系、基礎教育系、地域国際系の 6 つの教員組織に所属し、それぞれの専門性に応じて、学士課程、大学院課程の教育研究に従事している。

教育研究に係る責任者として、各系に系長を、各学科に学科長を、各コースにはコース長を置き、研究科の各専攻には専攻主任を置いている。

教育活動に係る事項を審議する組織として、学士課程の教育に関しては教授会を、大学院課程の教育に関しては大学院研究科委員会を設置している。

教授会は、学長、副学長、専任の教授、准教授及び常勤の講師で構成され、学校教育法第 93 条に規定される事項等を審議している。

大学院研究科委員会は、学長、副学長、大学院を担当する教授、准教授及び講師で構成され、学校教育法第 93 条に規定される事項等を審議している。

教授会、大学院研究科委員会は、平成 30 年度には、別紙様式 1 - 3 - 2 のとおり開催されている。

学長、学長が指名する理事、副学長、各学科長、各系長、技術部長、事務局長、各系から推薦された教授会構成員（各 1 名）、学長が指名する教授会構成員（若干名）から構成される教育研究評議会が、教育研究に関する事項を全学的見地から審議している。

教育研究評議会は、平成 30 年度には、別紙様式 1 - 3 - 3 のとおり開催されている。

## 領域 2 内部質保証に関する基準

### 基準 2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

【評価結果】 基準 2-1 を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

内部質保証の総括責任者である学長及びすべての理事、副学長、事務局長から構成される基本戦略立案会議は、大学評価委員会又は教務委員会等を通じて大学の諸活動における自己点検・評価に関する報告を受け、その分析に基づく改善及び向上の取組の立案及び進捗の点検を行うものとし、重要な事項については教育研究評議会及び経営協議会に諮ることとしている。教育課程においては、各学科の長、各専攻の代表者（専攻主任）が質保証の責任者である。施設設備に関する質保証は、施設環境委員会委員長を責任者として施設環境委員会が担っている。学生支援に関する質保証は、全般的には学生委員会委員長を責任者として学生委員会が、相談体制については学生よろず相談室長を責任者として学生よろず相談室が、就職支援については就職支援室長を責任者として就職支援室が、ICT環境については教育IT支援室長を責任者として教育IT支援室が、障害のある学生への支援については、障がい学生支援室長を責任者として障がい学生支援室がそれぞれ担っている。学生受入に関する内部質保証体制は、教育支援機構長の推薦に基づき学長が命ずる教授を責任者としてアドミッションセンターが質保証を行っている。

これらについては自己評価書提出時点には明文化されていなかったが、令和元年11月までに「内部質保証に関する要項」を定め明文化している。

### 基準 2-2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること

【評価結果】 基準 2-2 を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

「内部質保証に関する要項」において、大学等が自らの責任で大学の諸活動についてモニタリング及び点検・評価を行い、その結果をもとに改革・改善に努めることとしている。

教育課程については各教育課程の責任者が教育課程ごとに領域6の各基準に照らしたモニタリングを毎年行うことが定められ、その結果を教務委員会に報告し、教務委員会は報告を受けたモニタリング結果を基本戦略立案会議に報告し、基本戦略立案会議はモニタリング結果について必要に応じて改善を指示するとしている。

施設設備、学生支援及び学生受入については、それぞれの責任者が、実施した活動について毎年モニタリングを行い、自らが属する委員会等に報告し報告を受けた委員会等は、モニタリング結果を基本戦略立案会議に報告し、基本戦略立案会議は改善指示を各委員会の責任者に伝達するとしている。

大学評価室は、各教育課程が領域6の各基準を満たしているかについて、5年以内に一回、点検・評価を行い、その結果を大学評価委員会に報告し、報告を受けた大学評価委員会は、対応措置案を付して、基本戦略立案会議に報告した上で教育研究評議会に諮るとしている。その際基本戦略立案

会議は必要に応じて報告内容に意見を付すものとしている。施設設備、学生支援及び学生受入に係る点検・評価は、大学評価委員会が事業年度終了後、年度計画に関する報告書を作成し、実施結果が不十分である場合は対応措置案を報告書に付して、基本戦略立案会議に報告した上で教育研究評議会及び経営協議会に諮り、また、対応措置が必要な場合は、事務局長が事務局各課に指示することとしている。

これらについては自己評価書提出時点においては明文化されていなかったが、令和元年 12 月までに「内部質保証に関する要項」及び「基本戦略立案会議における内部質保証に関する取扱いについて（申合せ）」を定め明文化されている。

教育課程、施設整備、学生支援、学生受入の責任者は、改革・改善活動のための計画をそれぞれ組織において検討し、学科・専攻等及び事務局各課の責任において実施し、その進捗状況を随時確認し、教育課程に関しては5年以内、その他に関しては1年以内に点検・評価を行い、その結果を大学評価委員会に報告することとしている。

授業アンケート、施設満足度アンケート調査、学生生活実態調査、入試制度等に関するアンケートが実施されている。教育課程については教務委員会委員長が、施設設備については施設環境委員会委員長が、学生支援については学生委員会委員長が、学生受入はアドミッションセンター長がそれらの結果を確認することが定められている。

### **基準 2－3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること**

**【評価結果】** 基準 2－3 を満たしている。

#### **【評価結果の根拠・理由】**

これまでの様々な評価結果に加えて、大学評価基準に則して自己点検・評価を行って課題点を抽出しており、自己点検・評価とそれに基づく改善及び向上の取組は別紙様式 2－3－1 のとおり実施され、対応済みの状況にある。

また、今回の認証評価を受けるにあたり、内部質保証体制を明文化して規定している。

大学評価・学位授与機構(当時)が平成 25 年度に実施した大学機関別認証評価の結果や各種の学生からの意見聴取において察知された問題に対してそれぞれ責任をもつ組織が対応し、そのほとんどについて対応が完了している。また、経営協議会における外部委員の指摘などに対しても対応が行われており、大学が定める自己点検・評価の体制において教育課程等に関して認識された問題に基づく改善及び向上の取組が開始されている。

### **基準 2－4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること**

**【評価結果】** 基準 2－4 を満たしている。

#### **【評価結果の根拠・理由】**

教育研究評議会において教育課程に関する重要な見直し等を審議している。直近の学士課程及び大学院課程における組織の新設・改廃といった重要な見直しを行うにあたり、現行の機関別内部質

保証体制とほぼ同様の体制で当該見直しに関する検証を行っている。

## 基準 2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること

【評価結果】 基準 2-5 を満たしている。

### 【評価結果の根拠・理由】

教員採用及び昇格の基準は、「教員選考基準」第 2～5 条に、教授、准教授、講師、助教の職位ごとの資格基準を定めている。

教員の選考は公募を原則とし、教育研究評議会の議を経て、学長が行うことと「教員人事規程」第 3 条に定められ、「教員選考規程」において、教員選考委員会の設置、構成、教育研究審議会への選考開始の申出、選考経過、結果の報告について定めている。

教員の採用・昇任の状況については別紙様式 2-5-1 のとおり、採用者 27 人、昇任者 18 人について、教育・研究に係るプレゼンテーションを含む面接を行い候補者の選考を行っている。

教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価については、「職員評価規程」に定めており、専門部会を設け、中期目標・中期計画、年度計画を踏まえた上で年度ごとに見直しを行い、教員評価を実施している。教員個々の行っている諸活動を「教育」、「研究」及び「大学活性化と社会貢献」の 3 視点から総合的に評価し、教員評価結果をとりまとめ、評価結果を集計しその一部を学外公表している。

教員業績評価の実施状況については別紙様式 2-5-2 のとおりであり、別紙様式 2-5-3 のとおり、評価結果に基づき教育研究費加算額算定に反映させている。

授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメントを別紙様式 2-5-4 のとおり組織的に実施している。具体的には、ゲスト講師による講演会「北見工大での COC+事業」や「CoursePower の活用事例紹介」等を行っている。

教育活動を支援するための事務組織として、学務課（常勤職員 15 人、非常勤職員 6 人）を置き、教育課程編成、授業計画及びその実施、修学、教育実習、教員職員免許状に基づく免許状等についての業務や学生及び学生団体の指導監督、福利厚生、奨学金、学生の就職に関することなどの業務を担当している。

図書館業務は、情報図書課が担当しており、常勤職員 5 人、非常勤職員 5 人が配置されている。このほか技術部（常勤職員 31 人、非常勤職員 1 人）を置き、教育、研究に関する技術的支援を行っている。

また、TA 等教育補助者を学部に 395 人配置している。

教育支援者、教育補助者が教育活動を展開するため、別紙様式 2-5-6 のとおり、技術員研修会（参加者 30 人）、北海道地区学生指導研修会（2 人）、TA の FD 研修（参加者 206 人）、遠隔授業に係る TA 研修会（参加者 19 人）等を実施している。TA 等の教育補助者に対してはマニュアルを作成しオリエンテーションを実施している。

## 領域 3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

### 基準 3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること

【評価結果】 基準 3-1 を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監査報告書及び会計監査報告書を作成し、文部科学大臣に提出され、その承認を受けている。

教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行している。

### 基準 3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること

【評価結果】 基準 3-2 を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

管理運営のために、学長及び理事により構成される役員会を設置し、大学の基本理念や中期計画等を審議している。

学長、学長が指名する理事、学長が指名する職員、法人の役員及び職員以外の者で、大学に関し広くかつ高い識見を有する者で構成される経営協議会を設置し、経営に関する重要事項等を審議している。

法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組については、別紙様式 3-2-2 のとおり、体制が整備されている。

法令遵守事項については、情報公開は、「情報公開取扱要項」を定め、総務課が責任部署となり、個人情報保護、公益通報者保護、ハラスメント防止についても総務課を責任部署とし、安全保障輸出管理、生命倫理、動物実験については研究協力課がそれぞれ規程、責任・実施体制を整備し、対応している。

危機管理については、防火・防災は、「防火・防災管理規則」等を定め、施設課が責任部署となり、情報セキュリティについては情報図書課、研究費等不正使用、研究活動に係る不正行為防止については研究協力課がそれぞれ規程、責任・実施体制を整備し、対応している。

### 基準 3-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること

【評価結果】 基準 3-3 を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

管理運営を円滑に行うための事務組織として、別紙様式 3-3-1 のとおり、事務局に学長企画室（3人）、総務課（12人）、財務課（14人）、施設課（7人）、研究協力課（10人）、学務課（15人）、入試課（5人）、情報図書課（5人）の計 71 人を常勤職員として配置し、このほかに非常勤職員 37 人を配置している。



**基準 3-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者との連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること**

【評価結果】 基準 3-4 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

別紙様式 3-4-1 のとおり、教員及び事務職員等が教育研究協議会、大学評価委員会等の構成員として合議体に参加している。

管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、別紙様式 3-4-2 のとおり、事務職員 SD 研修（46 人参加）、個人情報保護研修（63 人参加）を開催し、スタッフ・ディベロップメント（SD）を実施している。

**基準 3-5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること**

【評価結果】 基準 3-5 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

監事 2 人（非常勤）を置いている。

監事は、監事監査規程に基づき、監査計画を立案し、定期的に業務及び会計の監査を実施し、学長に報告を行っている。

会計監査人による監査は、文部科学大臣が選任した会計監査人が実施している。

組織規則に基づき、他の部門から独立した監査室が年間の監査計画を策定し、業務の適正かつ効率的な運営を図ることを目的に定期監査及び臨時監査を行っている。監査室長は、監査報告書を学長に提出している。

監事、会計監査人、監査室、財務課の間で四者協議会を行うとともに、会計監査人と監事とのディスカッションを実施する等情報を共有し、連携を図っている。

**基準 3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること**

【評価結果】 基準 3-6 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

法令等が公表を求める事項を、別紙様式 3-6-1 のとおり公表している。

なお、法令等が公表を求める事項のうち「教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績」について一部教員の「学位及び業績」が、自己評価書提出時点には公表されていなかったが、令和元年 11 月までに、公表している。

## 領域 4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

### 基準 4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

【評価結果】 基準 4-1 を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

北海道北見市公園町 165 番地にキャンパスを有し、その校地面積は 479,969 m<sup>2</sup>である。また、校舎等の施設面積は、計 61,826 m<sup>2</sup>であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

法令が定める附属施設として、別紙様式 4-1-2 のとおり、ものづくり工房が設置されている。

施設・設備の耐震化については、平成 27 年度において耐震性能の低い建物の耐震対策が完了している。

バリアフリー化については、多目的トイレの設置やアプローチのオールスロープ化など、快適かつ安全に利用できるバリアフリーからユニバーサルデザインへ施設整備を進めている。

安全防犯面については、防犯カメラの設置については「防犯カメラの設置及び運用要項」を定め、安全・防犯面への配慮されている。

I C T 環境については、平成 30 年度学術情報基盤実態調査のとおり整備され活用されている。

図書館は、キャンパス内に設置されており、延面積 2,908 m<sup>2</sup>、閲覧座席数は 418 席である。令和元年 5 月 1 日現在の蔵書数は、図書 182,329 冊、学術雑誌 8,306 冊、電子書籍 4,719 タイトルである。

開館時間は月曜日から金曜日の通常期間は 9 時から 22 時まで、学生休業期間については、9 時から 17 時 15 分まで、土・日・祝日は通常期間及び夏季学生休業期間は 10 時から 17 時 15 分となっている。また、冬季・春季の学生休業期間については休館となっているが、試験期間中の土・日・祝日は 10 時から 22 時まで開館している。

なお、平成 30 年度の貸出冊数は 15,417 冊、文献複写件数は 230 件、学外者の利用状況は 10,609 人となっている。

自主的学習環境は、別紙様式 4-1-6 のとおり、図書館や情報処理センター等に整備されている。大学院学生の利用できる学習環境についても、それぞれ所属している研究室において座席を確保しており、自主的学習環境は有効に利用されている。

### 基準 4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

【評価結果】 基準 4-2 を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制として、保健管理センター、学生よろず相談室、就職支援室を設置し、対応している。

また、各種ハラスメントに関しては、「ハラスメントの防止等に関する規程」を制定するとともに、「ハラスメント相談窓口及び相談員要項」に基づき、各種ハラスメントに係る相談窓口相談員を15人配置しハラスメント防止及び排除のための措置を講じるほか、ハラスメントに起因する問題に対応している。また学生相談業務全般に従事する特任助教1人及び学生・教職員のメンタル面におけるカウンセリング業務に従事するカウンセラー（非常勤職員）1人を配置している。学生への周知については、学生相談窓口パンフレットを学生に配布しているほか、学内掲示板及びウェブサイトを活用し実施している。

52団体が課外活動を行っている。そのための施設として、体育館、弓道場、テニスコート、文化系サークル共有施設等が設置され、備品貸与及び運営資金の支援を行っている。

留学生への生活支援等は、国際交流センターを設置し、教職員を配置して体制を整備し、留学生からの相談等の生活支援を行うとともに、留学生オリエンテーションや日本文化体験としてスキー研修、流氷見学ツアー等を実施している。

障害のある学生への生活支援等は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第9条第1項の規定に基づき、「障がい学生支援室要項」を作成し、障がい学生支援室を設置し、パンフレットを作成する等、合理的配慮を考慮した支援が行われている。

学生に対する経済面での援助は、入学料免除、授業料免除、奨学金制度を整備し、学生に対する経済面での援助を行っており、入学料免除26人、授業料免除821人に対して行っている。また、独自の奨学金としては創立50周年記念基金奨学金制度7人、大学院博士後期課程学生奨学金制度17人、大学院学生奨学金支給制度には15人に支給するなどの支援を行っている。

## 領域5 学生の受入に関する基準

### 基準5-1 学生受入方針が明確に定められていること

【評価結果】 基準5-1を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

学生受入方針については、工学部については「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方が明確に定められているが、大学院工学研究科においては、自己評価書提出時には、「求める学生像」のみが記載されており、「入学者選抜の基本方針」は明示されていなかったが、令和元年11月までには策定し明文化されている。

### 基準5-2 学生の受入が適切に実施されていること

【評価結果】 基準5-2を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

学生受入方針に沿った学生を確保するために、別紙様式5-2-1のとおり入試を行っている。

学生の受入は、学士課程、大学院課程それぞれについて「入学試験実施規程」等を定め、入学試験実施委員会、入学者選抜委員会、学力検査実施委員会、推薦入学者選抜実施委員会等を設置して実施している。面接を実施する入試については、「推薦入試実施要領」等で面接の実施要領を定めている。入学試験実施当日は、学長を本部長とする試験実施本部を設置して全学体制で実施している。

入学者選抜を入学者受入方針に即して適切に実施するため、アドミッションセンターを置き、入学者選抜に関する調査、分析及び研究を行っている。また、入学者選抜に関する諸統計調査を実施し、入学者選抜の改善に役立てている。

### 基準5-3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること

【評価結果】 基準5-3を満たしていない。

#### 【改善を要する点】

- 工学研究科博士後期課程において、実入学者数が入学定員を大幅に超えている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

平成27～令和元年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。

[学士課程]

- ・工学部：1.03倍

[大学院課程]

- ・工学研究科

博士前期課程：0.99 倍

博士後期課程：1.40 倍

## 領域6 教育課程と学習成果に関する基準

### 基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること

【評価結果】 基準6-1を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

工学部及び工学研究科において、学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定している。

### 基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

【評価結果】 基準6-2を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

工学部及び工学研究科の教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示している。

なお、自己評価書提出時点には、工学研究科の教育方針には、学習成果の評価の方針が明文化されていなかったが、教育課程方針の見直しを行い、令和元年12月までに学習成果の評価の方針について策定している。

### 基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

【評価結果】 基準6-3を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

学生に対して、学習・教育目標達成度の評価と達成度点検を行っており、学習・教育目標と授業科目とが結び付けられており、教育課程の編成及び授業科目の内容の体系性が客観的に示されている。ただし、工学部、工学研究科とも自己評価書提出時点にはシラバスで、1単位修得のための45時間の学習を要することが確認できない授業科目があったが、令和元年12月までには、「シラバス作成のためのガイドライン」を策定し、学位授与方針にふさわしい水準の授業内容が記載されるように改められている。

他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定においては、認定に関する規定を「学則」等で定めている。

研究科においては、学位論文の作成等に係る指導に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしている。

**基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること**

【評価結果】 基準6-4を満たしている。

**【評価結果の根拠・理由】**

大学として、1年間の授業を行う期間は、35週が確保されており、各科目の授業期間は、15週にわたるものとなっている。ただし、自己評価書提出時点にはシラバスに15週分の授業内容が記載されていないなど、シラバスの記載が不十分な授業科目があったが、令和元年12月までには、「シラバス作成のためのガイドライン」を策定し、学生に必要な情報が明示されるよう組織的に改善を図っている。

すべての授業科目について、適切な授業形態、学習指導法を採用している。

工学部において、教育上主要と認めるすべての授業科目は、専任の教授・准教授が担当している。

**基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること**

【評価結果】 基準6-5を満たしている。

**【評価結果の根拠・理由】**

各学生の「学習・教育目標に対する総合評価と達成度点検」を毎学期実施し、学習・教育到達目標の達成度を点数化し、個別に履修指導を行っている。

基礎教育や各コースの専門教育の教育目標ごとの達成度を各科目の成績等から評価する方法を定め、学生が自分の達成状況を、ウェブサイトの学生総合支援システム（キャンパススクエア）を通して確認できるようにしている。

また、学部1年次で開講する「オホーツク地域と環境」では実践的学習として海洋調査等を取り入れるなど、分野横断型の研究組織（オホーツク農林水産工学連携研究推進センター等）での特色ある研究を教育の場に提供する実践的教育プログラムの構築に取り組んでいる。

学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、別紙様式6-5-2のとおり、オフィスアワーや学生よろず相談室での学習相談の実施により、助言、指導が行われている。社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組として、別紙様式6-5-3のとおり、キャリアデザイン科目の開設、インターンシップを行っている。

障害のある学生については、「障がい学生支援室要項」を定め体制を整備し、別紙様式6-5-4のとおり支援を行っており、留学生に対してはチューターを配置し支援している。

**基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること**

【評価結果】 基準6-6を満たしている。

**【評価結果の根拠・理由】**

成績評価や単位認定については、科目ジャンル別GPA値の分布や「秀」の割合に基づいて成績

評価の分布の点検を組織的に実施している。このことについて自己評価書提出時点においては十分に実施されていなかったが、令和元年 11 月の教務委員会において成績評価の確認体制の整備について審議し、教育改善推進センター長及び関係教職員によるワーキンググループを立ち上げ検討を開始し、ワーキンググループによる組織的な点検を行っている。

成績に対する異議申立てについては、自己評価書提出時点には、疑義が生じた場合には、該当授業科目担当教員に申し出ることとなっており、組織的な異議申立て制度とはなっていないが、令和元年 11 月までには、異議が生じた場合には学務課に申し出ることに変更し、掲示等で学生に公表している。

#### **基準 6－7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること**

**【評価結果】** 基準 6－7 を満たしている。

##### **【評価結果の根拠・理由】**

大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件を組織的に策定し、卒業又は修了の認定を実施し、卒業修了要件はウェブサイト等により学生に周知している。

大学院教育課程においては、学位論文審査基準を組織として策定し、公表している。

卒業及び修了の認定は、それぞれ学部教授会及び研究科委員会において策定された要件に則して実施されている。

#### **基準 6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること**

**【評価結果】** 基準 6－8 を満たしている。

##### **【評価結果の根拠・理由】**

過去 5 年における標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限 1.5」年内卒業（修了）率は別紙様式 6－8－1 のとおりであり、就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況は別紙様式 6－8－2 のとおりであり、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にある。